

令和3年8月24日
奈良市 総務部 財政課
ダイヤル 0742-34-4720
内線 2310

～尊いご意思を、奈良市のために～

南都銀行と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」

「遺贈による寄附協定」を締結しました

「亡くなった後、奈良市のために財産を寄附したい」というご意思を実現するため、奈良市は株式会社南都銀行と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」及び「遺贈による寄附協定」を令和3年8月24日締結しました。

これまでは、「寄附はしたいがどうしたらよいかわからない」「手続きが面倒だ」というご意見がありました。奈良市への思いを大切に、手続きをサポートする仕組みを作ることにより、寄附の制度を利用していただきやすくなります。

本市と南都銀行は、遺贈を希望される方の思いを実現することを通じた地域貢献の活性化に向けて、共に取り組んでまいります。

①遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定

南都銀行の下記遺言代用信託商品は、遺言書の作成によらず寄附先に相続財産の一部を寄附する商品で、本協定の締結により本市を寄附先として指定できるようになりました。

商品名 <ナント>安心とどける信託「家族円満」〔寄附コース〕概要

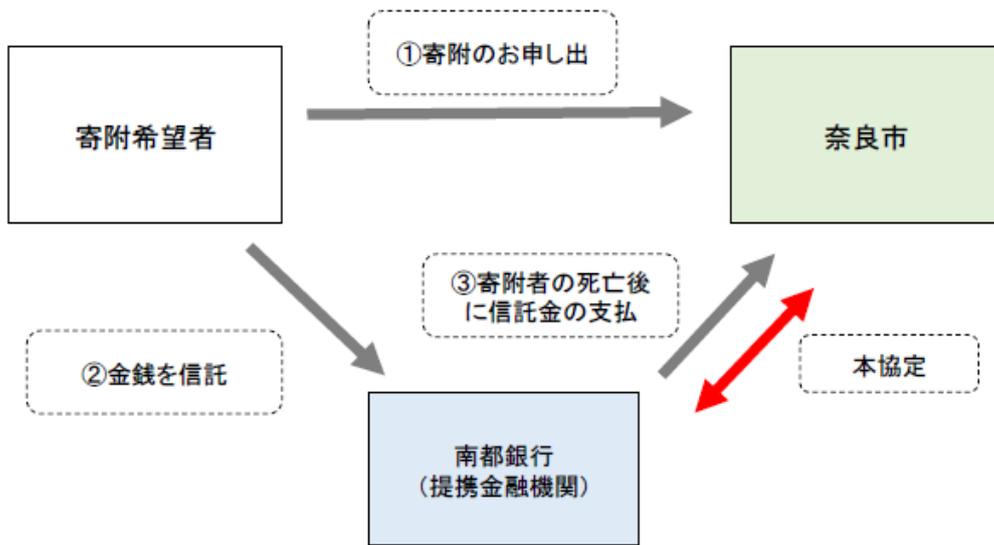
- 寄附希望者 20歳以上の個人
- 申込金額（信託金） 100万円以上300万円以内（1万円単位）
- 信託期間 5年以上30年以内（1年単位）
- 寄附者負担 申込時に所定の手数料（銀行への支払）がかかります。

②遺贈による寄附協定

本市へ遺贈による寄附を希望される方に対し、本市が株式会社南都銀行をご紹介します。希望者の意思が円滑に実現されるよう専門的知見を活用した助言等を行います。

- 寄附希望者 20歳以上の個人
- 寄附金額 指定はありません
- 相談は無料。遺言書作成には手数料（銀行への支払）がかかります。

①遺言代用信託



②遺贈による寄附

